

令和5年4月

八王子市立大和田小学校

タブレットは、みなさんの学^{がくしゅう}習^{つか}のために使うために、貸^かし出^だされています。

学^{がくしゅう}習^{かんけい}に関係のないことには使用^{しよう}しないで、ルールを守って正しく使いましう。

1 タブレットを使^{つか}ってよいとき

- ・お家^{うち}の人^{ひと}から許可^{きよか}があるとき
- ・宿題^{しゅくだい}や家庭学^{かてい}習^{しゅう}に必要なとき
- ・低^{てい}学^{がく}年^{ねん}は夜^{よる}8時^じまで、中^{ちゅう}学^{がく}年^{ねん}は夜^{よる}8時半^{じはん}まで、高^{こう}学^{がく}年^{ねん}は夜^{よる}9時^じまでとする

2 安全^{あんぜん}に使用^{しよう}するために

- ・家^{いえ}の外^{そと}では使^{つか}わない。
- ・画^が面^{めん}は指^{ゆび}で操^{そう}作^さし、鉛^{えん}筆^{ぴつ}やペ^ぺン^んなど^{など}で触^{さわ}らない。
- ・ぬらしたり、落^おとしたりしないようにする。
- ・先^{せん}生^{せい}の指^し示^じとは関^{かん}係^{けい}のな^ない検^{けん}索^{さく}、画^が像^{ざう}など^{など}のダウ^{ダウ}ンロ^ンード^{ロード}をしない。
- ・画^が面^{めん}が動^{うご}かなくなったり、わ^わか^から^らないペ^ぺー^ージ^じにな^なったりしたら、
画^が面^{めん}を閉^とじて、す^すぐ^ぐに^にお家^{うち}の人^{ひと}に知^しらせる。

3 気^きを付^つけること

- ・自^じ分^{ぶん}のタ^タブ^ブレ^レッ^ット^トは、他^た人^{にん}に貸^かしたり、使^{つか}わせたりしない。
- ・ID^{ID}やパ^パス^スワ^ワード^{ード}は、人^{ひと}に教^{おし}えたり、人^{ひと}の物^{もの}を使^{つか}ったりしない。
- ・自^じ分^{ぶん}の名^な前^{まえ}、学^{がく}校^{こう}名^{めい}など個^こ人^{じん}情^{じょう}報^{ほう}はイ^イン^ンタ^ター^ーネ^ネッ^ット^トにの^のせ^せない。
- ・誰^{だれ}か^かが嫌^{いや}がるよ^よう^うな^なこ^こと^とを、イ^イン^ンタ^ター^ーネ^ネッ^ット^トやク^クラ^ラス^スル^ルーム^{ーム}など^{など}に書^かき込^こま^まない。
- ・デ^まス^うク^がト^{ぞう}ッ^かプ^か等^等の待^まち^ち受^うけ^け画^が像^{ざう}を^を変^かえ^えない。

4 カメラ

- ・課題で先生の指示がある時のみ、使う。

5 健康のために

- ・30センチ以上画面から離れてタブレットを使う。
- ・30分に1回は、20秒以上目を休める。

6 その他

- ・Youtubeは担任の先生の指示があった時のみ見ることができる。
- ・学習で調べたり自分で作ったりしたデータは、担任の先生が許可をしたもののみ保存してもよい。
- ・タブレットが壊れてしまったり、動かなくなったりしたらすぐお家の人に伝える。
- ・タブレットを使わないときは教室の保管だなに入れておく。
- ・タブレットは家庭学習等で必要な時のみ持ち帰る。

※わざと自分や他人のパソコンを壊したり、分解したりしないでください。

わざとやってしまった場合は弁償となります。

※タブレットを何に使ったか、何を調べたかの記録は、本体とは別の場所に記録が残ります。